

(平成22年11月17日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	34 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	21 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年5月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から50年3月まで

私は、申立期間当時学生（昭和44年4月から50年3月まで）だったが、20歳になった時に父親がA市で私の国民年金加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料も父親が納付した。国民年金保険料領収カード（手帳保管証）には、申立期間のうち、44年5月から47年6月まで領収印が押されている。年金事務所から同年7月に親から学生を理由として加入手続き過誤の旨申出があり、加入の取消しと保険料の還付を行ったとする通知があったが、この通知内容は納得できない。申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びA市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、強制加入被保険者として昭和44年11月ごろに加入手続きが行われ、その際に資格取得日をさかのぼって同年\*月\*日とする事務処理が行われたものとみられる。

また、申立人が所持するA市の申立人名義の2枚の国民年金保険料領収カード（手帳保管証）の保険料の検認印欄を見ると、申立期間のうち、昭和44年5月から47年6月までの各月欄には領収印が押されていることから、当該期間の保険料が納付されていたものと確認できる。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿の備考欄を見ると、「学生の為誤適用に親から連絡あり 47.7.3」と記載されており、前述の国民年金手帳記号番号払出簿には「取消 47.7(大学生)」と記載されている。このことから、申立人の国民年金被保険者資格は昭和47年7月に取り消されたものとみられ、この

資格取消しが行われた時点でそれまで納付された期間の保険料はすべて還付されることとなるが、同名簿の摘要欄を見ると、上記領収印が押されている期間のうち、44年5月から46年3月までの保険料が還付されたことをうかがわせる記載（還付44/5～46/3¥7,550）しか記載されていない上、社会保険事務所（当時）等において同名簿に還付と記載されている期間を含む領収印が押されている期間の保険料を還付したことをうかがわせる記録は存在しないことから、申立期間のうち、国民年金保険料領収カード（手帳保管証）の保険料の検認印欄に領収印が押されている44年5月から47年6月までの保険料については父親が納付していたものと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和47年7月から50年3月までの期間については、  
i) 申立人は、申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に死亡していることから、保険料納付状況の詳細が不明であること、  
ii) 上記のとおり、申立人は、47年7月時点においては、国民年金に未加入と取り扱われたものとみられる上、申立人が所持する国民年金保険料領収カード（手帳保管証）に保険料納付の検認印が無いことから、父親が当該期間の保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間のうち、昭和47年7月から50年3月までの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年5月から47年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 愛知厚生年金 事案4715

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を平成11年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月1日から同年5月6日まで

私は、平成11年4月1日から、以前からアルバイトとして勤務していたA事業所に正式に勤務したにもかかわらず、同事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年5月6日と記録されていることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」(社会保険事務所(当時)の受理日は平成11年5月6日)には、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年5月6日と記載されていることが確認できる。

しかし、A事業所は、「申立人は、申立期間以前から、当事業所にアルバイトとして勤務していたが、申立人から当事業所の専属にしてほしいとの申出があったため、平成11年4月から勤務日数を増やし、当該月の給与から厚生年金保険料を控除したと思う。しかし、社会保険事務所に対しては、手続が遅れてしまい、実際に届出を行った同年5月6日を、誤って申立人の被保険者資格の取得日としたようだ。」と回答している。

また、申立人は、「申立期間当時は、妻と長女を扶養しており、フルタイムで勤務するとともに、健康保険にも加入する必要があった。だから、A事業所に頼んで、平成11年4月から健康保険や厚生年金保険に加入させてもらったは

ずだ。」と主張しているところ、オンライン記録により、申立期間の前に勤務したB事業所及びA事業所の厚生年金保険被保険者期間において、申立人の妻及び長女は、申立人の扶養家族とされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書に記載された平成11年5月の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、上記のとおり事務手続を誤ったと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和58年3月5日、資格喪失日が59年9月1日とされ、当該期間のうち、同年8月31日から同年9月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年8月31日から同年9月1日まで

私は、A社に入社して以来、現在に至るまで継続して勤務している。年金記録が関連会社のB社（現在は、合併してA社）に移った際に、1か月空白になっているので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された在職証明書及び同社の回答から判断すると、申立人は、昭和58年3月に同社に入社して以来、同社及び関連会社であるB社に継続して勤務し（59年9月1日にA社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和59年7月の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間

当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る昭和 59 年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和23年3月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月19日から同年6月5日まで

私は、A社B支店に昭和23年3月に入社したのに、同年6月5日の厚生年金保険被保険者資格の取得とされており、申立期間について厚生年金保険に加入していた記録が無いので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社を継承したC社から提出された在職証明書、及び昭和23年3月にA社B支店と一緒に入社した複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間において同社同支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、C社は、「根拠となる資料等はないが、申立人の在職期間を勘案すれば、申立期間の保険料を給与から引き落としていたものと考えられる。」と回答している。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳索引票によると、申立人と同じ昭和23年6月5日の資格取得とされていた同僚3人は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、いずれも資格取得日が同年3月19日に訂正されていることが確認できるところ、C社の事務担当者は、「申立人の雇用条件、勤務形態などから判断すると、申立人の資格取得日だけ訂正し忘れたものと推定できる。」と証言している。

加えて、資格取得日を訂正された同僚3人は、「申立人は高校の同級生であ



り、昭和 23 年 3 月に一緒に入社してから、同じ条件で業務に従事していたと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 23 年 6 月の記録及び同僚の記録から判断して、600 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を、申立期間①は37万円、申立期間②及び③は40万円、申立期間④は39万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年3月17日  
② 平成17年3月18日  
③ 平成18年3月18日  
④ 平成19年7月19日

年金記録を確認したところ、賞与から厚生年金保険料を控除されていたのに厚生年金保険の記録が無いので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿及び保険料控除額内訳表により、申立人は、申立期間①は37万円、申立期間②及び③は40万円、申立期間④は39万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛知厚生年金 事案 4719

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和54年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月31日から同年8月1日まで

私は、厚生年金保険の被保険者期間照会をしたところ、昭和54年7月が空白とされていることが分かった。この時は、A社のB支店から同社C支店に転勤となった時期であり、会社を辞めたわけでもなく、1か月の空白期間があることに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「人事異動の件」とする社達、雇用保険の記録及び申立人から提出された給与明細書により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和54年8月1日に同社B支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無いものの保険料を納付したと主張するが、事業主が資格喪失日を昭和54年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年7月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（20万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年 7 月 27 日

私の年金記録を確認したところ、平成15年 7 月支給の賞与の記録が抜けていることが分かった。A事業所の事業主に確認したが、届出をすることを忘れていたが、今から厚生年金保険料を納付することができないとの説明のみで、納得できない。私が提出した賞与支払明細書のとおり、厚生年金保険料が控除されているので、当該賞与記録を年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成15年 7 月分の賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（20万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を35万5,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を37万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年 7 月 27 日  
② 平成18年 7 月 27 日

私は、A事業所に昭和62年 9 月から平成22年 3 月まで勤務していた。同事業所で支給された賞与のうち、15年 7 月支給分及び18年 7 月支給分については、賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

私が保管している賞与明細書で、当該期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された平成15年 7 月分の賞与支払明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額 (35万5,000円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、

事業主は、申立期間①に係る賞与支払届を未提出であり、申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人から提出された平成18年7月分の賞与支払明細書により、申立人が、当該期間において、A事業所から37万円の賞与の支払を受け、当該賞与額より高額の38万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（2万7,147円）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準賞与額については、賞与支払明細書において確認できる賞与支給額から、37万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（37万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を37万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年 7 月 27 日

私は、平成22年 7 月 9 日付けで、A事業所から「賞与分の届出忘れがあったため、控除した保険料を返還する。」との通知を受けた。同僚に相談したところ、同僚二人は、既に第三者委員会に申立てを行ったことを知った。

保険料の返還は無用なので、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成15年 7 月分の賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（37万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 29 日から 33 年 10 月 20 日まで  
② 昭和 34 年 9 月 7 日から 36 年 8 月 21 日まで

私は、昭和 36 年 8 月に A 社を退職したが、その際、脱退手当金を受給した記憶は無い。3 つの会社で働いたが、1 社を残して脱退手当金を請求するはずは無いし、そもそも将来必要な年金額が減ってしまうような脱退手当金を請求した記憶は無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、二つの申立期間の間に存在する被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である 3 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載の申立人の前後の女性従業員 57 人のうち、脱退手当金の受給資格を有する 37 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録がある者は 19 人いるが、厚生年金保険被保険者資格喪失日から 6 か月以内に支給記録がある者は 5 人と少ない上、1 年以上の者が 6 人いることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間後に国民年金に加入し、加入後 60 歳まで国民年金保険料の未納は無く、年金を大切なものと考えていたとする申立内容は信用でき、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和25年3月1日、資格喪失日は同年5月1日であり、B事業所における資格取得日は同年12月1日、資格喪失日は27年1月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和25年3月、同年4月及び同年12月から26年7月までは3,000円、同年8月から同年12月までは3,500円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年9月15日から27年ごろまで  
② 昭和30年5月ごろから31年6月ごろまで  
③ 昭和32年5月ごろから同年11月ごろまで  
④ 昭和38年4月ごろから39年2月ごろまで

申立期間①について、C事業所かD社だったか事業所名は思い出せないが、製菓事業所で、キャラメルやあられ菓子の製造に従事した。場所についてはE県F町と記憶している。

申立期間②について、私はG社に2回勤務した。そのうち1回目に勤務した時の記録が無い。

申立期間③について、会社の移転に合わせて退職したが、勤務したことは間違いない。

申立期間④について、私がH社に入社して2か月目ぐらいに、同社が別の市に移転したことを覚えており、勤務したことは間違いない。

申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①当時、製菓事業所の従業員としてC事業所、又はD社に勤務していたと申し立てているところ、オンライン記録により、申立人と氏名が酷似し（名前が一文字違い）、生年月日が同一の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録（A社において昭和25年3月1日資格取得、同年5

月1日資格喪失)、及び申立人と同姓同名で、生年月日が10日相違する基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録(B事業所において同年12月1日資格取得、27年1月1日資格喪失)が確認できる。

また、当該二つの未統合記録のうち、前者の記録については、厚生年金保険被保険者給付臺帳(旧台帳)及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、オンライン記録と同じ申立人の酷似名で、A社において昭和25年3月1日に被保険者資格を取得し、同年5月1日に同資格を喪失している記録が確認できる上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿においても、同年3月1日に被保険者資格を取得している記録が確認できる。

さらに、後者の記録については、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同姓同名で、B事業所において昭和25年12月1日に被保険者資格を取得し、27年1月1日に同資格を喪失している記録が確認できる上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿においても、25年12月1日に資格取得している記録が確認できる。

加えて、申立人は、申立期間①において製菓事業所に勤務していたと述べているところ、A社(法人)及びB事業所(個人事業所でA社と酷似した事業所名)は、いずれも「I」という文言を社(事業所)名に用いており、申立人が述べる申立てに係る事業所の所在地は、同社及びB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された住所(町名まで記載)と一致している上、申立人が一緒に勤務していたとして名前(姓及び性別)を挙げた5人の同僚のうち、2人は、A社において被保険者記録が認められ、4人(このうち2人は、同社の2人と同人。)は、B事業所において被保険者記録が認められることなどから判断して、申立人は、A社及びB事業所に勤務していたことが推認できる。

なお、オンライン記録により、申立期間①当時のA社及びB事業所の同僚の中に、申立人と同姓の者はいないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該二つの未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であり、申立人のA社における資格取得日は昭和25年3月1日、資格喪失日は同年5月1日であり、B事業所における資格取得日は同年12月1日、資格喪失日は27年1月1日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者給付臺帳及び厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和25年3月、同年4月及び同年12月から26年7月までは3,000円、同年8月から同年12月までは3,500円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和24年9月15日から25年3月1日までの期間及び同年5月1日から同年12月1日までの期間について、A社は、58年9月\*日に解散しており、B事業所は、27年7月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、いずれも当時の事業主とは連絡が取れないため、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社及びB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている複数の同僚については、いずれも連絡先が不明である。

なお、申立人が勤務していたとして名前を挙げたC事業所及びD社については、両社が当該期間において厚生年金保険の適用事業所であったことを確認で

きる記録が無く、両社の所在地を管轄する法務局にも、両社が法人登記された記録は無い。

このほか、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、G社は、「申立人は当社に2回勤務しているとのことであるが、1回目に勤務した当時の人事、社会保険に関する書類が無く、当該期間の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と回答しており、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人は当時の同僚の名前を覚えておらず、G社において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、申立人のことを覚えていないと証言している。

さらに、G社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の当該期間に、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

申立期間③について、J社は、「当時の人事及び社会保険に関する書類が無く、当時のことは分からない。」と回答しており、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人は当時の同僚の名前を覚えておらず、J社において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、申立人のことを覚えていないと証言している。

さらに、J社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の当該期間に、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

申立期間④について、H社は、「当時の人事及び社会保険関係の資料は保管していないので、当時のことは分からない。そこで、申立期間当時から当社に勤務する複数の従業員から聴き取り調査を行ったが、申立人のことを覚えている者はいなかった。」と回答しており、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人が名前を挙げた上司及び同僚のうち、上司は死亡しており、同僚は、姓のみのため、同人を特定することができない上、H社において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、申立人のことを覚えていないと証言している。

さらに、H社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の当該期間に、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

このほか、申立人の申立期間②、③及び④に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から59年3月まで

申立期間は、商売を始めたばかりで大変な時期だったが、集金人が来てくれていたので国民年金保険料を納めることができていた。いつからか集金人が来なくなり、保険料の納付が遅れることもあったが、2、3か月分ずつ納めていたと思う。

申立期間の保険料を納めたことが分かるものは無いが、保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料について、当初は集金人に納付し、その後は区役所や金融機関で納付していたとしているが、納付金額の記憶は無く、納付方法が変更された時期の記憶も曖昧であり、保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、夫については申立期間の保険料が納付済みとされているものの、申立人は、申立期間当初は集金人に自身と夫の保険料を2、3か月分ずつ交互に納付していたとしており、集金人が来なくなってからは、申立人自身については区役所等で納付し、夫については自宅（自営業）に出入りしていた銀行員に依頼して保険料を納付していたとしていることから、夫婦の納付方法は異なっている上、A市の納付記録及びオンライン記録のいずれにおいても申立期間の保険料が納付された形跡は見当たらない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月から同年5月まで

私は、当時勤務していた会社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから、厚生年金保険には加入していなかったため、国民年金に加入していたと思う。

母親が私の国民年金保険料を集金人に納付してくれたので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親は、国民年金の加入手続についての記憶は明確ではなく、申立期間の保険料を納付したとする母親は、納付金額、納付期間等までは覚えていないとしていることから、加入手続及び保険料納付の状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、申立人は平成22年3月に初めて国民年金被保険者資格を取得したとされており、基礎年金番号以外に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が20歳に到達した申立期間当時の住所地であるA市において、申立人の国民年金についての加入手続が行われたことをうかがわせる形跡も確認できないことから、申立期間は国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人の保険料を納付していたとする母親は、当時、自宅に集金人が来て申立期間の保険料の納付を行っていたとしているが、A市では、国民年金推進員が保険料を集金する制度は昭和53年度末をもって終了しており、申立期間は、既に納付書を使用して自身で保険料を納付する自主納付制度を実施していた時期であったことから、母親の記憶とは符合しない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から53年3月まで

就職後しばらくして、父親から、「厚生年金保険に入っているはずなので掛けるのをやめる。」との連絡を受けた。申立期間は学生であったが、間違いなく父親が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も家族の分と一緒に納付してくれていたと思うので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続き及び保険料納付に直接関与しておらず、これを行ったとする父親は記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>で、加入手続き及び保険料納付に関する状況が不明である。

また、申立期間当時、申立人は学生であったことから、国民年金の任意加入対象者であったところ、申立人が住民登録をしていたA市に申立人に係る国民年金被保険者名簿は存在しない上、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで

私が大学に入学した平成元年4月ごろに母親がA市役所B支所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと聞いている。3年4月ごろ、母親に、「これからは自分で納付しなさい。」と言われて年金手帳を渡された記憶があり、それからは自分で国民年金保険料を納付してきた。申立期間について納付を証明するものは無いが、納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、加入手続時期及び加入手続後に交付される年金手帳の受領については覚えておらず、申立期間の保険料納付についても、納付時期、納付周期及び納付金額は覚えていないとしていることから、申立人に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において資格取得日を平成3年4月1日として同年5月9日に払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の記載内容と一致する上、同市において申立人が申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す記録が存在しないこととも符合する。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となる上、申立人は申立期間においては、学生であったとしていることから、当該期間は任意加入の対象となる期間であり、制度上、加入手続を

行った時点から同期間をさかのぼって被保険者資格を取得することはできず、母親は申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から52年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月から52年5月まで

申立期間は会社を退職し、結婚するまでの期間であり、A町に居住していた。当時、家族全員が国民年金に加入しており、保険料は父親が家族分をまとめて毎月村の常会で支払っていた。申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る保険料の納付に直接関与しておらず、これを行ったとする父親は高齢のため聴取することはできず、保険料納付の詳細な状況は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年4月にA町で払い出されているものと、52年7月に婚姻後の住所地であるB市において払い出されているものの二つがあり（現在は統合済み）、A町で払い出された記号番号に係る国民年金被保険者台帳では、47年\*月（20歳到達時）に国民年金被保険者資格を取得し、49年1月に厚生年金保険被保険者資格取得に伴い国民年金被保険者資格を喪失して以降、国民年金被保険者資格を取得した記録は無く、B市で払い出された記号番号に係る国民年金被保険者台帳では、52年6月に任意で国民年金被保険者資格を取得し、同年5月欄に「本月以前無資格」との記載が確認できることから、申立期間は国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人と同様、父親が保険料を納付していたとする兄についても、申立期間中ではないが、昭和46年1月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、同年3月に再度厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの2か月間については国民年金に未加入とされている。

加えて、申立人に対して前記以外の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、父親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から51年3月まで

私たち夫婦は、婚姻（昭和47年8月）後、両親と同居し、両親が営んでいた家業を引き継いだ。しばらくしてから母親から私たち夫婦の国民年金手帳を渡され、それ以降、店にいた母親と妻がそれぞれ別々に毎月集金人に夫婦の国民年金保険料と国民健康保険料を一緒に納付してきた。国民健康保険料が4万円ぐらい、国民年金保険料が1万円を超えるぐらいであったと記憶しているが、ほとんど小切手で納付していた。納付後にシールを貼ってもらった国民年金手帳は、水害で廃棄処分してしまい、納付を証明するものは無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料は、妻が夫婦二人分を毎月集金人にほとんど小切手で1万円を超えるぐらい納付していたとしているが、i) 申立期間当時の保険料月額は二人分で1,100円から2,200円であり、申立人が納付したとする保険料月額とは乖離<sup>かいり</sup>していること、ii) A市では、保険料を小切手で納付することはできず、昭和49年度から保険料の徴収方法を1か月単位から3か月ごとに変更しているとしていることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、A市において夫婦連番で払い出されており、この申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の周辺の任意加入者の資格取得状況から申立人夫婦の加入手続は、昭和48年2月から同年3月ごろに行われ、申立人については、46年

7月1日、妻については、47年9月30日に資格取得したとされている。この加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料は、集金人に納付することは可能であったものの、申立人夫婦の国民年金被保険者台帳を見ると、申立人については「不在被保険者 48. 3. 13」、「住所確認 51. 6. 16」と記載され、妻も同様に、「不在被保険者 48. 3. 13」、「住所確認 51. 6. 24」と記載されていることが確認できることから、申立期間については、保険料は納付されず、住所確認された昭和51年度から集金人による保険料徴収が開始されたものと考えられる。

さらに、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及びA市の納付記録共に申立期間は未納とされており、これら記録に齟齬<sup>そご</sup>は無く、不自然な点は見受けられない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から51年3月まで

私たち夫婦は、婚姻（昭和47年8月）後、義父母と同居し、義父母が営んでいた家業を引き継いだ。しばらくしてから義母から私たち夫婦の国民年金手帳を渡され、それ以降、店にいた義母と私がそれぞれ別々に毎月集金人に夫婦の国民年金保険料と国民健康保険料を一緒に納付してきた。国民健康保険料が4万円ぐらい、国民年金保険料が1万円を超えるぐらいであったと記憶しているが、ほとんど小切手で納付していた。納付後にシールを貼ってもらった国民年金手帳は、水害で廃棄処分してしまい、納付を証明するものは無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料は、自身が夫婦二人分を毎月集金人にほとんど小切手で1万円を超えるぐらい納付していたとしているが、i) 申立期間当時の保険料月額は二人分で1,100円から2,200円であり、申立人が納付したとする保険料月額とは乖離<sup>かいり</sup>していること、ii) A市では、保険料を小切手で納付することはできず、昭和49年度から保険料の徴収方法を1か月ごとから3か月ごとに変更しているとしていることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、A市において夫婦連番で払い出されており、この申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の周辺の任意加入者の資格取得状況から、申立人夫婦の加入手続は、昭和48年2月から同年3月ごろに行われ、申立人については47年9

月 30 日、夫については 46 年 7 月 1 日に資格取得したとされている。この加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料は、集金人に納付することは可能であったものの、申立人夫婦の国民年金被保険者台帳を見ると、申立人については「不在被保険者 48. 3. 13」、「住所確認 51. 6. 24」と記載され、夫も同様に、「不在被保険者 48. 3. 13」、「住所確認 51. 6. 16」と記載されていることが確認できることから、申立期間については、保険料は納付されず、住所確認された昭和 51 年度から集金人による保険料徴収が開始されたものと考えられる。

さらに、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及び A 市の納付記録共に申立期間は未納とされており、これら記録に齟齬<sup>そご</sup>は無く、不自然な点は見受けられない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から53年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から53年5月まで

会社退職(昭和51年10月)直後にA市B区役所で国民年金の任意加入手続を行った。婚姻(52年10月)後、時期は覚えていないが、しばらくしてから夫と一緒にC市役所で再度、国民年金の任意加入手続を行った。「任意加入期間も空きがないようにお願いします。」と申し出て、その時に私か夫のどちらかがまとめて国民年金保険料を納付したことは覚えている。申立期間を含めて国民年金加入期間の保険料はいつ、いくら、どのように納付したかは全く覚えておらず、納付を証明するものは無いが、すべて納付したはずなので、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職(昭和51年10月)直後にA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、婚姻(52年10月)後、しばらくしてC市役所で再度国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人は、この2回目の加入手続時期の記憶は無く、最初の加入手続において、年金手帳を受領したかどうか覚えていないとしていることから、申立人の加入手続状況の詳細は不明である。

また、申立人は、2回目のC市役所での加入手続の際にまとめて保険料を納付した記憶はあるとしているものの、この2回の加入手続後の保険料の納付時期、納付周期、納付方法、納付金額等については覚えていないとしていることから、申立期間の保険料納付状況も不明である。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月18日にC市で払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われたものとみられ

る上、同市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の「手帳送付受付年月日」欄には「53.6.5」の日付印が押され、その「受領印」欄には「手渡」と記載されているほか、「資格取得年月日」欄、「種別」欄及び「資格喪失年月日」欄を見ると、「資格取得 51.10.31 強 資格喪失 52.10.22」、「資格取得 53.6.5 任意資格喪失（記載無）」と記載され、それぞれの欄に「53.6.6」の日付印が押されていることが確認できる。このことから、申立人の加入手続は同市において53年6月5日に行われ、同日に年金手帳が手渡されるとともに、この加入手続において、強制加入被保険者として厚生年金保険被保険者資格を喪失した51年10月31日に国民年金被保険者資格を取得し、婚姻した52年10月\*日にその資格を喪失したこととし、併せてこの加入手続がなされた53年6月5日に任意加入被保険者として資格取得したこととする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の氏名欄、最初の住所欄及び国民年金の記録（1）欄の「被保険者となった日 昭和51年10月31日」と記録された欄にそれぞれ同市の印が押されていること、及びA市において申立人が申立期間において国民年金に加入し保険料を納付していた記録が存在しないこととも符合する。このため、任意加入被保険者として資格取得した日を基準とすると、申立期間である申立人が婚姻した52年10月\*日から53年6月5日までは、夫が厚生年金保険被保険者であったことから、当該期間は国民年金の任意加入対象期間であり、制度上、加入手続時点からさかのぼって資格取得することができないことから、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人は加入手続時にまとめて保険料を納付したことを覚えているとしているところ、国民年金被保険者台帳を見ると、昭和51年10月から52年9月までの保険料が過年度納付されていることが確認できる上、C市の国民年金被保険者名簿には同期間の保険料（2万1,600円）は加入手続が行われた3日後の53年6月8日に過年度納付したとされていることから、申立人が記憶する加入手続時にまとめて保険料を納付したとする記憶は、この期間の保険料納付であった可能性も否定できない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から4年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から4年3月まで

申立期間当時、私は大学生であった。国民年金の加入手続は、私が20歳になった時に、母親が私の住民票のあるA市で行った。国民年金保険料の免除申請は加入手続後、私が同市に平成3年度から6年度までまとめて書類を郵送して手続を行った。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続に直接関与しておらず、これを行ったとする母親から聴取しようとしたものの、申立人は、母親と連絡を取ることとはできないとしていることから、申立人の加入手続時の状況について確認することはできない。

また、申立人は、20歳到達時の加入手続後に、申立期間を含む平成3年\*月から7年3月までの期間について、まとめてA市で保険料免除申請手続を行っており、毎年、免除申請は行っていないとしているが、保険料免除申請手続は、毎年度、住民票のある市区町村役場で免除申請手続をすることとされていることから、申立人の申立期間に係る免除申請手続状況の記憶は曖昧である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年8月ごろにA市で払い出されており、オンライン記録及び同市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の資格履歴欄の記載内容「資格取得 H3. \*. \* 届出日 4. 7. 22」から、申立人の加入手続は、4年7月22日に行われ、この加入手続に際し、資格取得日をさかのぼって20歳到達時である3年\*月\*日とする事務処理が行われたものとみら

れる。このため、この加入手続時期を基準とすると、申立人は、申立期間当時は国民年金に未加入であったものとみられ、前年度となる申立期間の保険料について、さかのぼって免除申請することはできなかつたものとみられる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月まで

私の国民年金の加入手続及び保険料の納付は、すべて父親が行っていたと聞いており、領収書も見た記憶がある。A 市又は B 市で、父親が申立期間の保険料を納付してくれたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に死亡していることから、加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の加入手続は、A 市において昭和 61 年 9 月ごろに行われ、その際に国民年金被保険者資格を同年\*月\*日（20 歳到達の前日）に取得したとする事務処理が行われたものとみられる。オンライン記録では、申立人は、この国民年金被保険者資格を取得後、62 年 4 月 1 日に同資格を喪失したとされている。このことは、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄の記載内容とも一致している上、同市が保管する申立人の「年金相談 資格得喪履歴照会」の「国民年金の記録 喪失履歴」欄を見ても「喪失日 S62. 4. 1 届出日 S62. 4. 6」と記載されていることとも符合し、申立人が申立期間において国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。申立人は、同年 4 月 1 日から短大生となり、平成元年 3 月に卒業したとしていることから、申立期間は、国民年金の任意加入対象期間となるため、昭和 62 年 4 月 6 日に申立人の国民年金被保険者資格喪失届出書が同市に提出され、短大生となった同年 4 月 1 日を資格喪失日とする事務処理が行われたものと推認できる。このた

め、申立期間は、国民年金に未加入となり、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から58年3月までの期間及び63年1月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年7月から58年3月まで  
② 昭和63年1月から同年11月まで

私は、国民年金の加入手続を行った覚えは無いが、昭和50年から58年ごろまで、毎月、自宅に来ていた集金人（国民年金推進員）に国民年金保険料を納付した。また、所持しているダイヤリー手帳には、63年1月から同年11月までは「保・口保」として当時納付した国民年金保険料の金額が記載してある。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続を行った覚えは無いが、申立期間①の保険料は、毎月、集金人（国民年金推進員）に納付していたとしているところ、加入手続を行っていない者に対して保険料を徴収することはないことから、申立人の主張は合理的ではない上、A市では、集金人制度は、昭和54年3月で廃止されているほか、保険料徴収方法は、61年3月までは3か月ごとであったとしていることから、申立人の申立期間①の保険料納付方法に係る記憶は曖昧である。

また、申立人は、申立期間①当初に納付した保険料月額が2,000円ぐらいで、その後4,500円ぐらいまで上がっていった記憶があるとしているが、申立期間①の保険料を納付する場合に必要な保険料月額は1,100円から5,220円であり、申立人が納付したと記憶する保険料月額とは相違する。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年9月ごろ、元夫と連番で払い出さ

れており、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続きが行われ、その際に資格取得日をさかのぼって50年7月12日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、A市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳の記載内容とも符合する。このため、申立人は、申立期間①当時、国民年金に未加入であったものとみられる上、この申立人の手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間①のうち、同年7月から56年6月までの期間の保険料は時効により納付することはできず、同年7月から58年3月までの期間の保険料は過年度納付することは可能であったものの、申立人はさかのぼってまとめて保険料を納付した記憶は無いとしている。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立期間②の保険料の納付方法及び納付場所についてはよく覚えていないとしており、申立期間②の保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

また、申立人は、申立期間②については、ダイアリー手帳に保険料を納付したとする金額の記載があることをもって、当該期間の保険料を納付したとしているところ、申立人が同手帳に記載したとする金額を見ると、申立期間②のうち、昭和63年1月から同年4月までに記載されている金額は、当時の保険料月額とは相違している。

さらに、オンライン記録及びA市が管理する国民年金情報検索システムを見ると、いずれも申立期間②は申請免除とされており、これら記録に齟齬<sup>そご</sup>は無く、不自然な点は見受けられない上、申請免除の承認がされた前後に保険料を納付した場合、保険料は過誤納保険料となり申立人に対して保険料が還付されることになるが、申立人に対して還付された形跡も見受けられない。

- 3 申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 2 月から平成元年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月から平成元年 2 月まで

私は、会社を退職した昭和 63 年 2 月から平成元年 3 月ごろまでの間に A 市 B 区役所又は郵便局で国民年金の加入手続を行ったと思う。国民年金保険料は貯金や失業保険金等で納付した覚えがある。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、加入手続時期及び加入手続場所の記憶は定かでなく、昭和 63 年 2 月から平成元年 3 月ごろまでの間に A 市 B 区役所又は郵便局で国民年金の加入手続を行ったと思うとしており、郵便局では国民年金の加入手続はできなかったことから、申立人の申立期間に係る国民年金加入手続状況の記憶は曖昧である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料はすべて納付していたとしているところ、申立人は、申立期間の保険料の納付場所、納付時期及び納付金額についての記憶は無いことから、保険料納付状況の詳細も不明である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、基礎年金番号導入（平成 9 年 1 月）以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。オンライン記録によれば、11 年 3 月 2 日に資格取得日をさかのぼって昭和 63 年 2 月 16 日、資格喪失日を平成元年 3 月 20 日とする資格の追加事務処理が行われていることが確認できることから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。このことは、申立人が唯一所持する年金手帳（昭和 60 年 4 月 1 日から使用）にも国民年金手帳記号番号の記載が無いこととも符合する。このため、申立人は、申立期間

当時、国民年金に未加入であったものとみられる上、申立人の加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料は時効により納付することはできなかったものとみられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年6月から58年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月から58年10月まで

私は、ねんきん定期便を見たところ、昭和57年6月に国民年金の資格を喪失したとなっているが、途中でやめた覚えは無い。私は市役所から送付されてきた納付書できちんと国民年金保険料を納付していたはずである。保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料は、市役所から送付された納付書により納付したとしているところ、申立人は申立期間の保険料の納付時期、納付周期及び納付金額についての記憶は無いとしていることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、昭和57年6月26日に国民年金被保険者資格を喪失したとされているが、資格喪失の手続を行った覚えは無いとしているところ、オンライン記録、A市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳の資格得喪に係る記録を見ると、申立人が、申立期間に国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる形跡は見当たらない上、いずれの記録も、申立人は、46年10月1日に資格取得し、57年6月26日に資格喪失したとされ、その後、国民年金被保険者資格を取得したのは、58年11月8日(任意加入被保険者資格取得)とされており、これら記録に齟齬は無く、不自然な点は見受けられない。このため、申立期間は、国民年金に未加入となり、申立人は、当該期間の保険料を納付することができなかつたものとみられる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月から 19 年 6 月まで

私のA社における申立期間の標準報酬月額は15万円と記録されているが、毎月20万円ぐらいの給与を受け取っていたはずなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成16年8月から17年8月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、16年8月は20万円、同年9月から17年8月までは17万円と記録されていたところ、同年8月10日付けで、16年8月までさかのぼって15万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、B年金事務所が保管しているA社から届け出られた健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（C社会保険事務所（当時）の受付日は平成17年7月19日）により、当該期間に係る減額訂正処理は、申立人の給与額が16年5月以降、それまでの20万円から15万円に引き下げられたことに伴って引き下げられた実態に即した処理であったことが確認できる。

また、B年金事務所は、「現在は、本件のように1年間もさかのぼって訂正する場合には、事業所から賃金台帳等の提出を求めて、内容を確認した上で訂正することとされているが、申立期間当時どのような処理を行ったかについては分からない。」と回答しているところ、A社の社会保険事務を担当していた社会保険労務士事務所は、「間違いに気付いたため、さかのぼって訂正したものと思う。しかし、さかのぼって標準報酬月額を訂正する以上は、賃金台帳を確認して処理していると思う。いずれにしても、間違った処理は行っていないはずだ。」と回答している。

申立期間のうち、平成17年9月から19年6月までの期間については、申立人の当該期間に係る標準報酬月額には、さかのぼって減額訂正されている状況はうかがえず、B年金事務所が保管しているA社から届け出られた健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届により、オンライン記録どおりの15万円で届け出られていることが確認できる。

また、A社は、平成19年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は連絡が取れず、当時の複数の同僚は、「厚生年金保険の取扱いは正しかったと思う。」、「厚生年金保険の取扱いについては、よく分からない。」と証言しているところ、いずれの同僚からも、当時の給与明細書等の提出が無いことから、当該期間当時の給与額及び保険料控除額について確認できない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月ごろから 57 年 1 月 1 日まで

私は、A社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間のうち、少なくとも昭和 55 年 4 月 1 日から 56 年 1 月 31 日までの期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社は、当時の厚生年金保険関係の資料が無く、当時のことは不明と回答しており、申立人に係る厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

さらに、申立人は、同僚として申立期間当時のA社の事業主の名前を挙げているが、同事業主は既に死亡している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4726

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年2月1日から27年6月1日まで  
私は、昭和24年4月1日から27年5月31日までA事業所に勤務した。  
当時の同僚の名前を記憶しており、病院で健康保険証を使った記憶もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所において厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚の証言から判断して、退職時期は特定できないが、申立人が、昭和25年2月1日以降も同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる被保険者5人全員（申立人を含む。）が、昭和25年2月1日までに漸次厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、同事業所は、同日において厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間において、同事業所が適用事業所であった記録は確認できない。

また、当時の事業主は、既に死亡しているため、申立人に係る厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚5人のうち、3人（このうち1人は、A事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。）は、既に死亡しており、残る2人は、「事業主から厚生年金保険に関する話は聞いたことがなく、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 愛知厚生年金 事案4727

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月21日から45年8月7日まで

私は、昭和36年12月21日にA社の厚生年金保険の被保険者となり、45年8月8日にB社に転社する直前まで継続してA社に勤務していたが、途中から厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社で継続して勤務していたと主張しているが、同社は、申立人の人事記録、賃金台帳等を保管しておらず、当時のことは不明であると回答しているとともに、申立期間において同社で厚生年金保険被保険者記録の確認できる複数の同僚は、申立人のことを覚えているものの、いずれも「申立人がいつまで勤務していたか分からない。」と証言している。

また、申立人がA社を退職直後に勤務したB社の当時の取締役は、「申立人は、昭和39年又は40年にB社に入社した。」と証言している。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人がB社に入社する直前までA社と一緒に勤務していたと記憶する申立人の次兄が、同社における厚生年金保険の被保険者資格を昭和40年3月21日に喪失していることが確認できることから、申立人は、少なくとも同日より前に同社を退職したことがうかがえる。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、昭和39年7月27日に申立人に係る被保険者証（保険証）が返納された旨記録されているほか、申立期間において健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年ごろから60年ごろまで

私は、申立期間のうち、1年6か月ほどA社に勤務していた。給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうか分からないが、勤務していたことは間違いないので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事業主の回答により、申立人が申立期間のうち、昭和57年10月15日から1年ほどの期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間より後の平成3年6月4日であり、同社が当該期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、前述の当時の事業主は、「申立期間は、B健康保険組合に加入しており、厚生年金保険には加入しておらず、各自で国民年金に加入していた。厚生年金保険の加入は、平成3年6月からであった。」と回答している。

さらに、申立人が記憶しているA社での複数の同僚も、「申立期間当時は、国民年金に加入していた。厚生年金保険には、平成3年6月4日から加入した。」と証言しており、オンライン記録によれば、当該事業主及び同僚は、いずれも同社が適用事業所となった後に同社の厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月 1 日から 53 年 4 月 1 日まで  
厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、昭和51年10月から53年3月までの被保険者記録が無いことが分かった。保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間当時、A社又はその下請会社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、A社の現場でシャッター取り付け作業に従事していた。」と主張しているものの、申立期間にA社の厚生年金保険被保険者記録のある複数の正社員は、「申立人は、職人としてシャッター取り付け作業を外注で行っていた。」、「営業担当は正社員であったが、現場の職人は下請として取り扱われ、厚生年金保険には加入していないはずである。」と証言している。

また、A社は、「申立人は下請であったので、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

さらに、申立期間において、上記の複数の正社員には、雇用保険の記録が確認できるが、申立人には、雇用保険の記録が確認できないことから、申立人が正社員とは職制の異なる者として取り扱われていた可能性がうかがえる。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4730

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月1日から53年4月1日まで

私は、A県教育委員会の辞令を受け、昭和52年9月1日から7か月間、B学校の常勤講師として勤務していた。その間、健康保険証を所持していたと記憶しており、厚生年金保険にも加入していたと考えられる。調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA県教育委員会の辞令及び同委員会から提出された履歴事項証明により、申立人が申立期間においてB学校に勤務していたことが認められる。

しかし、A県教育委員会から提出された「公立学校の期限付任用職員等の健康保険、厚生年金保険及び雇用保険取扱要綱」により、公立学校に勤務する期限付任用職員等（任用期間が2か月を超え、かつ、1週間当たりの勤務時間が29時間以上の者）については、昭和61年4月1日から、厚生年金保険等の社会保険を適用する旨の取扱いが定められていることが確認できるところ、同教育委員会は、「申立人は臨時的任用講師であり、昭和61年4月1日以前は、厚生年金保険等の社会保険を適用していなかった。したがって、厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

また、B学校が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間より後の昭和60年4月1日であり、同学校が当該期間において適用事業所であった記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 6 月 ごろから同年 7 月 ごろ

私は、平成 20 年の夏ごろ、1 か月間ほど A 社に勤務していたが厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された雇用契約書によると、申立人の「使用期間」が「自平成 20 年 6 月 16 日より 至平成 20 年 6 月 30 日までは見習い期間とし、それ以後は再度契約する。」と記載されていること、及び同社の給与計算及び社会保険の事務手続を行っている親会社の B 社は、社内データによる申立人の退職日が平成 20 年 6 月 30 日であると回答していることから、申立人が申立期間のうち、同年 6 月 16 日から同年 6 月 30 日までの期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社から提出された申立人に係る平成 20 年 7 月分給与支給明細書（控）（同年 6 月 30 日締め、同年 7 月 15 日支給）により、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、当該保険料に係る全額免除の適用を受けていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4732

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日まで  
申立期間について、営業担当の正社員として勤務したのに、厚生年金保険の記録が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び雇用保険の記録から判断して、申立人は、申立期間のうち、少なくとも平成 3 年 1 月 8 日から同年 3 月 31 日までの期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、平成 3 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は連絡先不明のため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、複数の同僚は、「A社は、営業職の入れ替わりが激しかったため、試用期間を設けており、厚生年金保険への加入は入社して数か月経過後だった。」と証言している上、当時の事務担当者は、「A社は、常に営業職を募集していたが、すぐに退職するので、続けられるか分からない間は厚生年金保険に加入させなかった。」と証言している。

さらに、申立期間前後においてA社での雇用保険の記録が確認できた同僚15人のうち、8人は、雇用保険の資格取得日より1か月から7か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、別の5人は、雇用保険の記録は確認できるものの、申立人と同様に厚生年金保険の記録が無い。

加えて、A社に係るオンライン記録では、申立期間及びその前後の期間において健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月 29 日から 52 年 3 月まで

A事業所での被保険者記録が1か月とされているが、1年ぐらいは技術者として勤務していたと思う。同事業所退職後すぐに、B事業所に開業時から勤務した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は、A事業所において昭和51年4月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年5月29日に被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、申立人は、「昭和51年4月から52年3月までA事業所に勤務していたので、被保険者期間が短すぎる。」と主張している。

しかしながら、A事業所は、「30年前の書類等は既に無く、当時の厚生年金保険の事務手続など、何も分からない。」と回答しており、申立人の同事業所における勤務期間及び申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間にA事業所において厚生年金保険の被保険者記録がある者が名前を記憶している技術者は、同事業所において昭和51年5月17日に被保険者資格を取得しているところ、同事業所は、「正社員の技術者は、一人しか雇用していなかった。」と回答していることから判断すると、当該技術者は、同事業所が申立人の退職に伴って後任として雇い入れた者である可能性が考えられる。

さらに、申立人は、「B事業所には、開業時からすぐに技術者として勤務した。」と主張しているところ、C会の記録によると、B事業所の開業は、昭和51年11月であったことが確認できる。

加えて、申立人の雇用保険の記録は、厚生年金保険の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月 10 日から 52 年 6 月 30 日まで

申立期間はA社に勤務していた。給与明細書等が残っていないが、健康保険に加入していたことは覚えている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の業務内容、勤務状況等に関する具体的な証言から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、同社の親会社とされるB社は、昭和 54 年 2 月 14 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であったことが確認できない。

また、当時の事業主は、「A社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、私自身も国民年金に入っていた。健康保険はC健康保険組合であった。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所になった日（昭和 54 年 2 月 14 日）に被保険者資格を取得している者が 10 人確認できるところ、このうち 7 人は、同社が適用事業所になる前の期間において国民年金の被保険者記録が確認できる上、このうちの 1 人は、「B社が適用事業所になる前は、上司から国民年金に入るよう言われた記憶がある。」と証言しており、これは前述の事業主の証言と符合する。

加えて、申立人は同僚二人の名前を挙げているが、名字のみしか記憶していないため本人が特定できず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年11月ごろから21年1月5日まで  
② 昭和21年5月21日から25年1月ごろまで

昭和20年11月ごろから25年1月ごろまでA社で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間①及び②が被保険者とされていないことが分かった。何度も社会保険事務所(当時)に相談に行ったが、記録は無いということだった。申立期間①及び②も同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該期間においてA社の厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚に照会したが、当該期間に係る申立人の勤務実態を裏付ける証言を得ることはできない。

また、複数の同僚が「入社後3か月は、厚生年金保険被保険者資格の取得手続が行われなかった。」と証言していることから、A社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

さらに、A社は平成13年5月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①当時の事業主も死亡している上、適用事業所ではなくなった当時の事業主にも聴取したが、「当時の資料は残っておらず、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除については、不明である。」と回答している。

申立期間②について、当該期間においてA社の厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚に照会したが、申立人の退職日を特定できる証言、及び申立人が当該期間も継続して勤務していたことをうかがわせる証言は得られない。

また、上述のとおり、事業主からも、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 3 月ごろから 4 年 3 月ごろまで  
② 平成 5 年 2 月ごろから 8 年 12 月 1 日まで

私は、申立期間①についてはA社B支店に、申立期間②についてはC社D支店に、それぞれパートとして勤務していたが、ねんきん特別便で申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

私は、確かに勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社が保管している平成2年分の源泉徴収簿・賃金台帳（以下「源泉徴収簿等」という。）により、申立人は、同年2月23日に同社に入社したことが認められる。

しかし、A社の事務担当者は、「申立人の退職時期は不明。」と回答している上、当該期間当時の同社B支店の支店長及び同社E支店の同僚は、「申立人がB支店に勤務していたことは覚えているが、勤務期間までは覚えていない。」と回答していることから、当該期間のうち、平成3年以降の期間における勤務実態について確認できない。

また、源泉徴収簿等により、申立人は、平成2年分の給与から厚生年金保険料は控除されていなかったことが確認できる。

さらに、当該支店長は、「申立人は、パートとして勤務していた。当時、パートは扶養控除内で勤務していたため、社会保険手続を行っていないと思う。」と回答している。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、当該期間において国民年金の被保険者記録が確認できる。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、C社における複数の同僚の証言及び雇用保険の記録により、申立人が、当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、当該期間当時の事務担当者は、「パートは、社会保険に加入していないと思う。」と回答しているとともに、前任の事務担当者は、「私が在籍していたころ、パートは、全員、扶養控除内での勤務であり、社会保険に加入していなかった。」と回答している。

また、オンライン記録によると、申立人は、当該期間において国民年金の被保険者記録が確認できる。

さらに、C社は、平成12年6月27日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主とは連絡が取れないため、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月1日から50年5月1日まで

私は、A社に勤務し、12万円から15万円ほどの報酬額を支給されていたが、年金の記録を確認したところ、標準報酬月額が3万3,000円から4万5,000円であることが分かった。標準報酬月額は12万円から15万円であるはずなので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚は、「総支給額は、標準報酬月額より多かった。」と証言していることから、申立人についても、申立期間において健康保険厚生年金保険被保険者原票を上回る給与額を支給されていた可能性がうかがえる。

しかし、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和46年6月1日から48年2月1日までに資格取得をした同僚14人の資格取得時の標準報酬月額は、全員が申立人(46年11月1日取得)の標準報酬月額と同額(3万3,000円)であることが確認できる。

また、当該14人の資格取得後の標準報酬月額の推移は、いずれも申立人と同様であることが確認できることから、申立人の記録のみが、同僚の記録に比べて特に低い額となっている状況はうかがえない。

さらに、A社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の資格喪失時の標準報酬月額は、オンライン記録と同額の4万5,000円であることが確認できる。

加えて、複数の同僚の中に、当時の給与明細書等を所持している者はいない上、A社は、申立期間に係る賃金台帳等の資料は保有していないため、申立人の申立期間に係る給与額及び保険料控除額について確認できない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年ごろから 42 年 12 月ごろまで

私は、昭和 39 年ごろから 42 年 12 月ごろまで、A 事業所において配送の仕事をしていた。給与明細書等の資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 事業所の事業主の子及び同僚の証言から判断して、申立人は、勤務期間は明らかでないが、申立期間当時、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 事業所の事業主の子は、「申立期間当時、社会保険事務所(当時)に相談したところ、強制適用事業所ではないと言われたので、A 事業所は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している上、同事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、申立人が名前を挙げる同僚は、A 事業所に勤務していた期間において国民年金の被保険者であることが確認できる上、「A 事業所勤務時に厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月1日から62年6月1日まで

私は、前の会社を退社した後も引き続きA事業所で勤務することになり、前と同じ仕事をしていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、A事業所で一緒に勤務していたと記憶している同僚は、「期間は不明だが申立人と一緒にA事業所で勤務していた。」と証言していることから、申立人は、同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、A事業所の当時の事業主は、「A事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 31 日から同年 12 月 1 日まで  
② 昭和 41 年 6 月 20 日から同年 7 月 1 日まで  
③ 昭和 46 年 6 月 17 日から同年 8 月 1 日まで  
④ 昭和 47 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

私は、A社、B社及びC社が所有する船舶に乗船していたが、船員手帳の雇入日及び雇止日の記録と船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日との間に不一致があり、申立期間①、②、③及び④について、船員手帳の記載どおりに被保険者期間を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、船員手帳に記載された雇入年月日及び雇止年月日をもって申立期間①、②、③及び④が、船員保険の被保険者期間に該当するのではないかと主張しているが、船員手帳の雇入年月日及び雇止年月日の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている雇入契約の公認制度により記載されるものであり、必ずしも船員保険の被保険者期間と一致するものではない。

また、申立人は、当該船員手帳に記載がある6か所の事業所すべてにおいて、雇入年月日及び雇止年月日が、船員保険の資格取得日及び喪失日と相違していることが確認できることから、申立期間①、②、③及び④についても、当該船員手帳の雇入年月日及び雇止年月日の記載のみをもって、直ちに船員保険被保険者の資格取得日及び喪失日の根拠とすることはできない。

申立期間①について、申立人と同時期にA社で船員保険被保険者記録がある同僚は、「私の船員保険の資格取得日と船員手帳に記載されている雇入日は相

違している。」と証言している。

また、A社は、「当時の事業主も既に他界しており、資料等も残っていない。」と回答しており、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できない。

申立期間②について、申立人と同時期にB社で船員保険被保険者記録がある複数の同僚は、「船員保険の資格取得日と船員手帳に記録されている雇入日は相違している。」と証言していることから、同社においては、船員保険の資格取得日と船員手帳に記録する雇入日は、必ずしも同一日としていないことがうかがえる。

また、B社は、「申立期間当時の事業主は他界しており、申立人の雇入れや保険料控除の資料は残っていない。」と回答していることから、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できない。

申立期間③について、オンライン記録によると、C社は、昭和46年8月1日に船員保険の適用事業所となっており、当該期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、複数の同僚のC社における船員保険の資格取得日は、申立人と同日の昭和46年8月1日であることが確認できる。

申立期間④について、申立人と同時期にC社で船員保険被保険者記録がある同僚は、「私の船員保険の喪失年月日と船員手帳に記載されている雇止年月日は相違している。」と証言している。

また、C社の事業主は、「C社は、既に解散し、当時の資料は残っていない。」と回答しており、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間①、②、③及び④における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月30日から24年6月1日まで

私は、昭和22年2月にA社に入社し、43年3月にグループ会社のB社に異動するまで継続して勤務していた。

しかし、私の厚生年金保険の被保険者記録は、昭和22年2月1日にA社の関連会社のC社で資格取得し、同年4月30日に資格喪失しており、その後、A社で24年6月1日に資格を取得するまで、記録が空白になっている。

保険料控除が証明できる資料は無いが、A社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社のグループ会社であるB社が保管するグループ社員名簿に、申立人の入社日は昭和22年5月1日と記載されていること、雇用保険の記録が失業保険制度の開始時である同年11月1日からあること、及び複数の同僚が、「申立人が、申立期間にA社で勤務していた。」と証言していることから判断して、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和24年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同社が申立期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人が申立期間のA社における上司であったと記憶する者も、申立人と同様に、C社において昭和22年4月30日に資格喪失した後、A社が適用事業所となった24年6月1日に同社において資格取得している上、申立人が申立期間に一緒に勤務していたとする複数の同僚も、申立人と同様に、同社が適用事業所となった同年6月1日に資格取得していることが確認できる。

さらに、A社は、当時の資料は無いと回答している上、申立期間当時のC社

とA社の事業主は同一人物であるが、既に他界していることから、申立期間当時の申立人の厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 1 月 27 日から同年 9 月 21 日まで  
② 昭和 30 年 9 月 22 日から 31 年 11 月 8 日まで  
③ 昭和 31 年 11 月 8 日から 38 年 4 月 3 日まで

年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が脱退手当金受給済みとされていることが分かった。しかし、私は脱退手当金を受給した覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 4 月 3 日の前後 2 年以内に資格喪失した者で脱退手当金の受給資格を有する 20 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、17 人に支給記録が確認でき、そのうち 16 人が資格喪失日から 6 か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要とされる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から社会保険事務所（当時）に昭和 38 年 8 月 1 日付けで回答したことが記録されている。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 38 年 10 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 1 日から 34 年 12 月 26 日まで

私は、脱退手当金の支給決定日である昭和35年5月27日には郷里に戻り、手続は何もしていないので、調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録で確認できるA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日前後の受給有資格者14人（申立人を含む。）について調査したところ、11人に脱退手当金の支給記録が確認でき、うち8人が同社における厚生年金保険の資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約5か月後の昭和35年5月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年7月1日から40年3月1日まで

厚生年金保険の受給手続き時に加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給については、申立人の申立期間に係る脱退手当金の脱退手当金裁定請求書が現存しており、脱退手当金裁定伺が作成されているなど、適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。